

# 日本基準トピックス

## 「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件」等の一部改正の公表(金融庁)

2017年5月08日  
第327号

### ■主旨

- 2017年4月28日、金融庁は「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件」等の一部改正を公表しました。
- 国際会計基準審議会(IASB)が2016年7月1日から同年12月31日までに公表した国際会計基準を受けて、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(以下、連結財務諸表規則という。)第93条に規定する指定国際会計基準の改正および指定国際会計基準に含まれる解釈指針の追加が行われています。
  - ・ 原文については、金融庁のウェブサイトをご覧ください。

<http://www.fsa.go.jp/news/28/sonota/20170428-1.html>

## 連結財務諸表規則第93条に規定する指定国際会計基準の指定

IASBが2016年7月1日から同年12月31日までに公表した以下の国際会計基準を受けて、連結財務諸表規則第93条に規定する指定国際会計基準の改正が行われています。

なお、指定国際会計基準から削除されたものであっても、新たに指定された指定国際会計基準が適用されるまでは引き続き適用することができるものとされています(連結財務諸表規則ガイドライン93-2)。

指定国際会計基準	
改正	<ul style="list-style-type: none"><li>• 国際財務報告基準(IFRS)第4号 「保険契約」(2016年9月12日公表)(注1)</li><li>• 国際財務報告基準(IFRS)第12号 「他の企業への関与の開示」(2016年12月8日公表)(注2)</li><li>• 国際財務報告基準(IFRS)第1号 「国際財務報告基準の初度適用」(2016年12月8日公表)(注2)</li><li>• 国際会計基準(IAS)第28号 「関連会社及び共同支配企業に対する投資」(2016年12月8日公表)(注2)</li><li>• 国際会計基準(IAS)第40号 「投資不動産」(2016年12月8日公表)(注3)</li></ul>

# 連結財務諸表規則第 93 条に規定する指定国際会計基準に含まれる解釈指針

連結財務諸表規則第 93 条に規定する指定国際会計基準に含まれる解釈指針について、以下が追加されています。

## 指定国際会計基準に含まれる解釈指針

- |    |   |
|----|---|
| 追加 | • 国際財務報告解釈指針委員会(IFRIC)解釈指針第 22 号<br>「外貨建取引と前払・前受対価」(2016 年 12 月 8 日公表)(注 4) |
|----|---|

## 適用時期

2017年4月28日付で官報に掲載され、同日から適用されています。

### 注

1 IFRS 第 4 号の修正(IFRS 第 9 号の適用に関する経過措置の修正)の概要については下記をご参照ください。

[https://inform.pwc.com/s//informContent/1600164209009942#ic\\_1600164209009942](https://inform.pwc.com/s//informContent/1600164209009942#ic_1600164209009942)

2 IFRS 基準の年次改善 2014–2016 年サイクルにおける IFRS 第 12 号の修正(範囲の明確化)、IFRS 第 1 号の修正(「IFRS からの短期的な免除」の削除)、IAS 第 28 号(投資の測定の明確化)の修正の概要については下記をご参照ください。

[https://inform.pwc.com/s//informContent/1650155112030387#ic\\_1650155112030387](https://inform.pwc.com/s//informContent/1650155112030387#ic_1650155112030387)

3 IAS 第 40 号の修正(投資不動産の振替の明確化)の概要については下記をご参照ください。

[https://inform.pwc.com/s//informContent/1611132912065920#ic\\_1611132912065920](https://inform.pwc.com/s//informContent/1611132912065920#ic_1611132912065920)

4 IFRIC 第 22 号(2016 年 12 月 8 日公表)の概要については下記をご参照ください。

[https://inform.pwc.com/s//informContent/1647135312058725#ic\\_1647135312058725](https://inform.pwc.com/s//informContent/1647135312058725#ic_1647135312058725)

PwCあらた有限責任監査法人  
東京都中央区銀座8丁目21番1号 住友不動産汐留浜離宮ビル（〒104-0061）  
お問い合わせ: aaratapr@jp.pwc.com

本資料は概略的な内容を紹介する目的で作成されたもので、プロフェッショナルとしてのアドバイスは含まれていません。個別にプロフェッショナルからのアドバイスを受けることなく、本資料の情報を基に判断し行動されないようお願いします。本資料に含まれる情報は正確性または完全性を、(明示的にも暗示的にも)表明あるいは保証するものではありません。また、本資料に含まれる情報に基づき、意思決定し何らかの行動を起こされたり、起こされなかったことによって発生した結果について、PwC あらた有限責任監査法人、およびメンバーファーム、職員、代理人は、法律によって認められる範囲においていかなる賠償責任、責任、義務も負いません。

© 2017 PricewaterhouseCoopers Aarata LLC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC Network member firms in Japan and/or their specified subsidiaries, and may sometimes refer to the PwC Network. Each member firm is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.